

## 町の人口

昭和42年10月1日現在  
住民登録人口35,864人  
内 男 17,642人  
内 女 18,222人  
世帯数 10,459戸  
(増) 412戸  
9月中 (減) 202人



1967.10.21.

No. 77

発行所 福生町役場

発行兼 調査室

電話51-1511・内線294



(写真は第二小学校運動会から)  
翠川好道先生提供

## 騎馬戦

ピストルがなった。

ワーア たくましい身体が秋の日をいっぱいにあびて、元気にぶつかりあう。

激しい叫びのうばいあい、勝利を願う応援団の興奮と歓声

この闘志、この伸びゆくすこやかな身体は、明日のよりよい社会を築く、たくましい力だ。

## 季話題

十月二十七日から十一月九日までの二週間は「読書週間」です。もともとの運動は、大正十三年から昭和十四年まで「図書館週間」という形で行なわれました。戦争で一時中絶しましたが、昭和二十二年から「読書週間」として復活しました。

この週間は、読書推進協議会が中心となり、全国的に行なわれておりますが、とくに文化の日の十一月三日には、全国各地でいろいろな行事が催されます。国民によい本、よい雑誌類を広め、読書への興味をさらに高めようというわけです。秋の夜長を利用して、じっくりよい本を読みましょう。

最近、どこの駅前にもスマートな箱がおかれて、「家庭でこどもにみせたくない本は、この箱の中に入れましょ」といった趣旨のことを呼びかけているのを見かけます。福生町でもおこなっておりますが、わたくしたちもこの読書週間の意義をよく理解して、良い本を読む習慣をつけたいのです。また本をいいせつにしせめ、この週間の一 日は書だなの整理などに当てた



## 読書週間



# 近代都市めざし

## 健康で住みよい町を

これから町づくりを町長に聞く

地方財政再建促進特別措置法の準用が9月末日で解除になります。福生町も10月1日より新しい第一歩を踏みだしたわけですが、町として今後どのような歩みをすべきか町長の方針を聞いてみました。

### 地財法の準用が完了しましたが……

十月一日から、わが福生町は自

由と健全財政を得て、胸を張って

将来の発展に対応すべき強固な基盤ができます。

議会はもちろん、

市民各位のご協力と上級諸官庁の

指導、また町職員一同がよくこ

の事態を認識し、事務に当りまし

ることにより、まれに多くの

事業を完了し、しかも早期に再建

計画を完了できましたことは町民

のみなさんと共に喜びにたえませ

ん。

### 解除になりましたが、

決して財政がより豊かに

なったということ

ではないと思いま

すが、これらの

町の歩み方につい

て……

今後も自治法の精神に

したがって、より一層功

をあせらず、身をもって

味った苦い経験を生か

し、十分財政の收支を分

析し、研究して、合理的

今回の補正予算は自主

な巾のある運用にあたりたいと思

います。地方自治体の財政は全般

的に年ごとに窮屈しています。当

町も決して豊かではありませんの

で、健全財政の維持については、

今まで以上の心構えが必要で

どんな心構えで、対処

してゆきますか

第一に信用ということです。こ

の際覚悟を新にして、勇気と自信

をもって、外に向ってはもちろん

のこと、内に対しても身を修め、

信義を重んじ、信用を第一と心が

けてゆきたいと思います。第二に

冗費の節減です。これは地財準

用時と同じ心がけでゆきたいと思

います。第三に努力と情熱と不屈

の精神です。事業は財政力と時間

と努力とが、たのいにつみ重ねら

れて、はじめてできるのですが、

努力は自己の情熱から生まれてきま

す。第三に町民各位のご理解とご

協力です。どんな事業を行なうに

も町民各位のご協力が百万の力で

あります。第四に町職員の能力の向上と

執務の厳正です。職員の執務態度

は町政を左右します。あくまでも

親切をモットーとして指導に力を

そそぎたいと思います。

独立の第一歩の予算ですか

教育行政の強化に重点をおき、

特にP.T.A.の負担軽減、第一小及

び第二中学校体育館建設、第五小

学校の用地買収等で約八七、三〇

万円、都市開発の促進をはかるた

め、町道及び交通安全整備、町民

ブルの建設、東口開発準備費等

で、二二、七〇万円を追加し、そ

の他環境衛生、民生施設の充実に

も力をいれました。

五年すると、福生町も

かなり整備されると思いま

すが……

あくまでも計画的、積極健全財

政とでも申しませうか、健全財政

を守り、少額の自己財源で最大の

効果をあげるよう努力したいと思

います。また、自治体の正しい予

算のあり方としては、建設行政の

みにかたよることなく、一方には

精神文化的な面にも十分予算を投

入し、均衡をとることが正しいあ

り方だと思いますが、現在の段階で

はまだまだ教育、土木、消防施設

等どうしてもやらなければならぬ

い建設事業が山積しています。け

れども昭和四十五年頃までには、

一応義務的な建設事業もある程度

完成できると思いますので、今後は建設面ばかりでなく、文化的な方面にも極力努力して財源を投入し、町の建設のために、町民各位のより一層のご理解とご協力を切にお願いいたします。

# 財政再建完了報告書

昭和四十一年度決算をもって、約三千万円の黒字となり財政再建計画は完了し、これに伴い完了報告書を自治大臣へ提出いたしました。これには、これから町の財政のあり方や、進むべき道が示されていますので、ここに内容のあらましをお知らせします。

## 今後の財政運営方針

福生町は、昭和四十年度において、すべての赤字額を解消し、三〇、一一七千円の黒字を残し、健全財政団体へと復帰した。しかし、このことが、直ちに行財政の拡大化を許すものだと考えるなら、この考え方は再び赤字団体へと転落へつながるものと考えなければならない。赤字団体からの脱皮とは、正常な自治体への復帰であり、健全な行政の運営が、これから開始されるのだといふ重大な意味をよく考えなければならない。

今後はこの考え方を基本として、行政面における住民の要求に対して、現況の改善と、さらに進んで将来への発展を図るために、計画的な行政と共に、財政面においては

### 一、健全財政維持

#### 1、経費の効率的使用

(1) 総体的には財源の配分に留意し、また類似団体を参考に経費の調整をはかる

(2) 職員数、またその配置の適正化をはかり、いたずらに増員することのないよう

(3) 報酬、給与等については近隣市町村、類似団体等を参考のうえ、均衡を保つ。

(4) 建設費については、重点主義による計画をおこない最小の経費で最大の効果を図る。

(5) その他の費用についても冗費の節減につとめる。

#### 2、収入の確保

(1) 町税の適正な確保を行なう

(2) 地方交付税については、そ

(3) の算定の基礎となる基準財政収入額等の資料に誤りのないようにつとめる。

(4) 小口事業資金貸付制度の充実をはかる。

### 二、行政水準の維持向上

#### 1、将来おおむね三ヶ年にわたる主要建設事業をおくこと

(1) P.T.A.会費による公費負担を昭和四十二年度から解消し、父兄の負担を軽減する。

(2) 青少年の健全育成対策を強化する。

(3) 消防署を設置し、消防体制を強化する。

(4) 地方交付税整備事業

(5) 区画整理事業

(6) 貯水構築事業

(7) 保育所防音改築

(8) 町道舗装改良事業

(9) 交通安全事業(ガードレール、安全灯等の設置)

(10) 町民プール建設第二期工事

(11) 福生駅東口区画整理事業

(12) 貯水槽築造事業(三基)

(13) 保育所建設計事業

(14) 第二小学校分校増築事業(二校分)

(15) 第一小学校分校新築事業(二校)

(16) 交通安全管理事業

(17) 小学校体育館新築事業(二校)

(18) 町道舗装事業

(19) 交通安全管理事業

(20) 町民プール建設第三期事業

(21) 下水路整備事業

(22) 区画整理事業

(23) 貯水構築事業

(24) 消防署整備事業

(25) 福生会館建設事業

### これから事業

#### 昭和四十二年度下半期

##### 第一小学校屋内体育館新築事業

##### 第二小学校分校用地買収事業

##### 町道舗装改良事業

##### 町民プール建設第二期事業

##### 昭和四十三年度

##### 第一小学校分校新築事業

##### 第二小学校分校新築事業

##### 町民プール建設第二期事業

##### 昭和四十四年度

##### 第一小学校分校新築事業

##### 第二小学校分校新築事業

##### 町道舗装改良事業

##### 交通安全事業(ガードレール、安全灯等の設置)

##### 町民プール建設第二期工事

##### 福生駅東口区画整理事業

##### 貯水槽築造事業(三基)

##### 保育所防音改築

##### 町道舗装改良事業

##### 交通安全事業

##### 第一小学校分校新築事業(二校)

##### 第二小学校分校増築事業(二校分)

##### 交通安全管理事業

##### 小学校体育館新築事業

##### 町道舗装事業

##### 交通安全管理事業

##### 下水路整備事業

##### 区画整理事業

##### 貯水構築事業

##### 消防署整備事業

##### 福生会館建設事業

ひとつぐらい捨てても  
かまわない？



秋の行楽シーズン  
これくらいなら…………と  
みんながゴミを捨てたら  
すぐにゴミの山ができてしまいます。  
美しい名所をゴミクズの名所にしない  
ように！

### 相談室のご利用を

- ▷ 国と関係のある機関の仕事の不満は行政相談へ 毎月第二次曜日 午後1時～3時
- ▷ 人権が侵害されたら人権相談へ 每月第一水曜日 午前10時～午後3時
- ▷ 働きたい人、また働く人を求めている人は職業相談室へ 毎週金曜日 午後1時～4時
- ▷ いずれも福生町役場内住民相談室



公費で負担すべき学校教育費の私費負担解消については、都内二十三区においてはすでに今年の四月から完全実施しておりますが、都下市町村においては制度上の違いが障害となっており、これが、都下市町村においては制度の正常な発展に大きな障害となります。そこで当町では、学校運営における公費で負担すべき経費の私費負担を解消するため、小学校一五六千円、中学校費一、二六五円を予算化し、かねてから懸案であった私費負担の解消を十月から実施することになりました。

父兄は、今までどもの位の金額を学校に納めていたか

昭和四十一年度において、学校教育のため父兄が直接学校へ納めた金額は、PTA会費、学級費、生徒会費、図書館費、給食費、修学費、遠足費、夏季施設費、修学

更する必要はありませんが、当分の

### 公費、私費の負担区分の考え方

このうち、公費で負担すべき金額を、十月から町の予算でまかないます。

区分	小学生	中学生	平均
公費で負担すべき額	三三〇円	一、二八円	一一七円
私費で負担すべき額	一、二六五円	二、五七円	二、五七円
合計	四、五七円	三、八五円	四、二二円

### 微収金はどうなるか

### これからの中学校での公費、私費で負担するもの

右にかけたもの以外は、すべて公費負担とします。

美術科等の実習材料費、クラブ活動費、修学旅行費

① 育向上、特に必要な品物等で、家庭教員会は、個人の所有物として、学校に持参し得るもの

例、ノート、鉛筆、はさみ、運動用被服、ハーモニカ、笛、辞典、学用品類等

② 家庭にない品物等で、家庭に運び入れる、強制にわたる懸念もあり、また、私費負担解消の基本的

原則は、PTA後援会、その他の団体から学校後援のための寄附が行なわれましたが、このため町立学校の教育水準を向上させた功績は認めています。

しかし、こうした慣習は、おうおにして、強制にわたる懸念もあります。PTA後援会、その他の団体から学校後援のための寄附が行なわれましたが、このため町立学校の教育水準を向上させた功績は認めています。

しかし、こうした慣習は、おうおにして、強制にわたる懸念もあります。PTA後援会、その他の団体から学校後援のための寄附が行なわれましたが、このため町立学校の教育水準を向上させた功績は認めています。

しかし、こうした慣習は、おうおにして、強制にわたる懸念もあります。PTA後援会、その他の団体から学校後援のための寄附が行なわれましたが、このため町立学校の教育水準を向上させた功績は認めています。

しかし、こうした慣習は、おうお

## 10月から学校教育費の私費負担を解消

10月から学校教育費で今まで個人負担であったもののうち、学校運営において、当然町で負担すべき経費を町で負担することになります。これは義務教育の正常な発展をはかる第一段階差です。(写真は教材を買う新入生)

### これからの寄附受領の考え方とその取扱

今回の措置は、学校教育費をすべて公費でまかなうものではなく、たとえば、児童が同一の教材を購入したり、また共同で公費負担すべき場合は、「共同公費」として、使用目的を明らかにして、学校で徴収することもあります。

右にかけたもの以外は、すべて公費負担とします。

今回の私費負担解消により、今までのPTAの学校に対する財政援助的な性格はなくなつたわけです。これからは、父母と教師の学習を通じて、よりよき父母よりもよき教師となるよう努力し、その成果を家庭教育、学校教育の上に役立てるとともに、この両者の協力によって、教育的な立場から地域社会の改善、子どもの校外生活の充実等、社会教育上の活動も活発に進めていかなければなりません。こうしてこそ、はじめて本当のPTA活動が展開され、学校教育、家庭教育の向上が期待されると思います。

青少年のこと相談はここへ

青少年のこと相談ある方はお気軽にご相談ください。

- ▷ 非行や不良行為(予防、更正)等 福生警察署(0425-51-5001)か立川少年センターへ(0425-2-6938)
- ▷ 問題児(身体、精神、家庭)の指導など児童福祉、福生町役場民生課(51-1511)か立川児童相談所(0425-2-2790)
- ▷ 児童生徒の学習、性格、進路 名学校へ
- ▷ 勤労青少年の学習、スポーツ、レクリエーション 福生町役場教育委員会へ

**青年のつどいにお集りください**  
福生町の各種青年団体は、文化祭期間中につどいのように青年のつどいを開くことになりました。一人でも多くの青年が参加してこのつどいを盛りあげたい。

- ▷ 音楽とフォーキャンプファイヤー 11月4日(土) 午后5時~8時  
於 第一中学校校々庭
- ▷ 講演とシンポジウム(秋山ちえ子等予定)  
11月5日(日) 午后1時~8時  
於 福生町自治会館 なお、実行委員会から、詳しいプログラムを出す予定です。



十一月  
十日から  
**住民登録制度が改正**

## 転出するときは 転出届が必要

十一月十日から、住民登録のし

くみが、つぎのとおり変わりります

▽ 転出届が必要になります

今まで、お米の配給に関係す

るときだけ、転出証明をとりにき

ていただきておりましたが、これ

からは、よその区市町村に転出さ

れると、必ず前もって「転出届」

をしていただきます。

▽ 届けをする人がかわります

これまでの住民登録では、町役

場で届けましたが、これからは、原

世帯主でしたら、原則として届け

をすることになります。

▽ 受付期間

昭和42年10月11日から

昭和45年3月31日まで

▽ 戰没者の父母に特別給付

金を支給

▽ 届出は必ずすること、届出を

しないと、選挙や健康保険の加入

ができない場合あります。必

ずもってきてください。わか

## 引揚者に特別交付 金を支給

らない時は、事前に役場へ電話で問合せてください。

▽ 転入、転出、転居の届けは、

十四日以内に手続きをしてくだ

さい。

▽ 終戦により外地から引揚げた方

及びその遺族に特別交付金が支

給されます。該当者はつぎのとお

りですから、民生課福祉係に請求

手続をしてください。

▽ 昭和42年7月15日まで、引続

き一年以上外地で生活し、終戦

により内地へ引揚げた方

した引揚者の遺族

▽ 引揚前死亡者の遺族

終戦まで引続き一年以上外地で

生活し、終戦により引揚げること

を余儀なくされた後、外地で死亡

した者

▽ 申込場所 狹山火葬場 電話

(五七)〇〇六四

▽ 使用料金 火葬場からの距離

により多少の差があり、往復のキロ数により計算されます。

○円特別の場合料金を加算

もなくなった父母、祖父母で、本年4月1日現在で、公務扶助料まるで遺族年金等を受ける権利のある方に額面十万円の国債が交付されます。該当者は民生課福祉係へ請求手続をしてください。

## 戦傷者等の妻への特別給付

付金を改正

いままで、特別項症から第五項

症までの方に支給されていた戦傷病者等の妻に対する特別給付金

が、第一款症までの方にも額面十

万円の国債が支給されるようにな

りました。その他つぎの場合も対象になります。

▽ 昭和38年4月1日現在、傷病

給を受けない方で、過去に一時金や遺族援護法の障害年金を受けていたことのある方

▽ 遺族援護法の対象とされた満

38年4月1日現在、第一款症以上

の障害があつた方の妻

請求手続は民生課福祉係へ

## 国民健康保険料はこうしてきめられます

4月から9月までは仮保険料を徴収今まで前々年の所得により保険料を算出していましたが、これは所得に変化のあった人などには不合理なため、今年の4月から前年の所得にもとづいて算出することになりました。ただ3月は、みなさんが役場に所得申告をする時期で、すぐ4月から前年の所得による保険料がきめられませんので仮保険料を納めていただきたいわけです。

### 10月からは前年度所得で算出

最近では、病院にかかる人が非常にふえて、町の病院に支払うお金も年々ふえています。この病院へ支払うお金を、前年度の支払状況を参考に、今年はどのくらいになるかまずきめます。昨年は6,294万円でしたが、今年は8,400万円が予定されています。このうち国からの補助金や町の一般会計からの繰入金を引きまとみさんには約3,900万円を

支払っていただくことになります。この3,900万円を支払っていただければ、被保険者の所得状況や固定資産税を調査して、それぞれ状況に応じた保険料を徴収するため、率をきめて、計算がおこなわれるわけです。保険料は所得割、資産割、均等割、平等割の四方式により計算されます。

**所得割** 昭和41年中の所得から基礎控除10万円(給与所得の場合は、

その他給与所得の収入金額の $\frac{5}{100}$ を控除、2万円以上の場合は2万円を控除)を引いた額に $\frac{1.45}{100}$ を乗じて得た額

**資産割** 昭和42年度固定資産税(都

市計画税を除く)に $\frac{34}{100}$ を乗じて得た額

**均等割** 1人当たり 1,410円

**平等割** 1世帯当たり 1,930円

これにより計算された保険料から今年の4月から9月までに納入した仮算定の保険料を差引いたものを10月から3月までの6ヶ月間に納めていただきます。

### 計算例

家族5人 所得額80万 固定資産税1万円の場合

所得割 所得額 800,000円 控除額 100,000円

控除後の額 所得割率  $\frac{1.45}{100} = 10,150$ 円

資産割 10,000円  $\times \frac{34}{100} = 3,400$ 円

均等割 1人当たり 1,410円  $\times 5 = 7,050$ 円

平等割 1世帯当たり 1,930円  $= 1,930$ 円

合計 22,530円

合計22,530円を4月から9月までに納入額(仮保険料8,000円)を差引いた額を6ヶ月で除した額となります。

22,530円 - 8,000円 = 14,530円

14,530円 ÷ 6ヶ月 = 2,420円



# にしの家庭



ユーモアのあることをいったりして家庭を明るくしてくれます。私はこんな家に生れてよかったですと思はります。

## 私の家庭

第二中学校二年 女子

福生町青少年問題協議会では、昨年八月から、明るく健康な家庭をつくるため、「家庭の日」の実施をすすめましたが、「家庭の日」をすすめる一環として、このたび家庭についての作文を募集いたしました。ここに応募作品の中からこどもたちの目を通じて、家庭の方に参考となると思われる作品を紹介します。

## 私の家庭

一小六年 女子

私の家族は三人です。おとうさんは、ようせつの会社にいて、お母さんも働いています。私が学校から帰つてくると、だれもいません。だから最初は、ひとりでいるのがいやでした。でも今は、もう六年生です。だからわざとあります。それでもお母さんがいる。ほうがいいと思ひます。友達の家に行くと、おかあさんがいるのがいい時はなんなくやります。そういう時はいいと思います。でもお父さんはお母さんが帰つくると少しまたえなくなります。私は両親ともいっしょにどこかに行きたいと思ひます。このごろは家族いっしょで、でかけません。そのわけは、

おとうさんとおあさんの休みの日がちがうからです。そのかわり、となりのおばあさんに、いろいろなところにつれて、いってもらいました。だから、おとうさんが、「おばあさんにつれて、いってもらおうから、いいぢやないか」といいます。おばあさんたちと行くのと、家族で行くのでは、ふんいきが違うと思います。私が中学の二年か三年になつたら、おとうさんやお母さんをどこかにつれて、いきたいと思います。おとうさんのすきなところは、私がどこかに遊びに行くとき、すぐ許されます。それともできりいさぎできます。きらきらもあります。いやな勉強の時など、少しあそびながらやつても、少しあそびながらやつても、前はとても大きないいきでました。特にお酒を飲んだ時にでかかる家に電気がつき、夕食の仕度に一人で動きまわっている。やっと仕度が終ると父が帰り、妹も弟も帰つてくる。みんなそろっての夕食、話題も小学校のこと、中学

「早く起きなよオー」そういついつも起きさせないとダメな父、その父を起すのが弟の役目なのだ。今年中学生になつたけれども、あまり弟とかわりのない妹も弟に起される。妹はあれを着るのだと母を手こずだ、これを着るのだと母を手こずらせる。やつと決つて、こんどは時間がないとほんも食べずに家を出る。その頃になつてやつと父も起きてくる。髪の毛はモジャモジヤで、ねばねばまなこで起きてくれる。おぜんにつくのは、弟もとつぐに家を出てしまつた頃なのだ。

私たちの授業も始つている頃、父はタバコをくわへながら家を出でいく。昼間は、だれはない家も夕方になると弟が一番はじめに戸をあける。でもカバンもしまわずにすぐ遊びに行つてしまうので、また誰もない静かな家になれる。少しくると母が買い物をした袋をかかえて帰つてくる。暗

いところはいびきをかくことで見えた。その晩家族そろつて、食べた食事はいつも一段とおいしく感つた。こんなふんいきがずっと続ければと思う。

## 大好きなお父さん

第一中学校二年 男子

ぼくの家族は、両親とぼく、中学一年の妹の四人家族である。父は法律図書の出版社に勤めている。市町村の役所や学校が主な得意先なので、毎日これら用の得意先へでかける。時々会社の用事で山梨へ出張する。そんなとき、父をのぞいて食べる食事はなにかわからない。この間も「きょうから三日間山梨へ行く」と父が言つた

う。なんとなく不安な気持がみんなの中に、流れこんでいくようになります。父が出かけるとき、みんなが玄関に集つて「氣をつけてね」という。ぼくは無事に早く帰つて来てねと思う。母が「おとうさんがいないと、せいせいするでしょう」と冗談をいつた。でもそんな時の母は、元氣を本当にいつた家族は知らないこと、まだ行った。それで三日の間、みんなはどんなことを考へているのだろう。特に食事のとき、長方形のテーブルの辺に、一人分空いて席を見ている顔や、あない。父はでかけて、その人よりも多く知るのだ。だから、この夕食の時間に一人でも少なくなければ、知ることもそれだけ少い。いつも起きさせないとダメなこの夕食の時間は、家族にとってなくてはならないものとされています。そして、私もこの時が一番樂しく、待ちとうしい時なのだ。

◇しあわせを、みんなで築く 家庭の日  
◇ことばより 笑顔が語る 家庭の日  
◇何よりも 心がなごむ家